よくあるお問い合わせ（Ｑ＆Ａ）

≪１　時間短縮営業要請について≫

１．要請の対象市町村を教えてほしい。

○　南相馬市全域になります。

２．要請期間を教えてほしい。

○　令和４年１月２１日（金）午後８時から令和４年２月７日（月）午前５時までの期間となります。

○ ただし、協力金については、令和４年１月１９日（水）又は１月２０日（木）から営業時間の短縮を実施している場合には、交付対象期間に含めることとします。

３．要請の時間帯を教えてほしい。

○　午後８時から午前５時までの時間帯の営業自粛になります。
（酒類の提供は午後７時まで）

４．要請の対象施設を教えてほしい。

○　通常、午後８時から午前５時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している、接待を伴う飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号に該当する店舗）や酒類を提供する飲食店です。

５．飲食店営業許可を持っていれば協力要請の対象施設となるのか。

○　飲食店営業許可を持っていても、協力要請の対象外となる場合があります。具体的には以下の施設は協力要請の対象外施設です。

（１）惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
（２）ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
（３）イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
（４）自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
（５）ネットカフェ・漫画喫茶
（６）飲食スペースを有さないキッチンカー
（７）ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
（８）学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
（９）行事や祭り、イベント等で出展を行う場合（飲食店営業許可書に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

６．午後８時までに営業を終了しなければならないか。それとも、酒類提供だけを止めればよいか。

○　酒類の提供を止めるだけではなく、営業の自粛をお願いします。

７．酒類提供を行う飲食店について、午後８時以降はテイクアウト又はデリバリーのみであれば営業を行ってもよいか。

○　営業を行っても構いません。施設内で飲食をしないテイクアウト又はデリバリーのみであれば、午後８時から午前５時の時間帯の営業自粛は要請しておりません。

≪２　協力金について≫

１．申請受付期間や申請方法、支払時期を教えてほしい。

○　申請方法等の詳細が決まりましたら、県ホームページ等でお知らせします。

２．申請にはどのような書類が必要になるのか。

○　飲食店営業許可証のほか対象店舗において「時間短縮営業の案内」を掲示したことが分かる書類などをご提出いただく予定です。詳細が固まりましたら県ホームページ等でお知らせします。

３．協力金はいくらもらえるのか。

○　中小企業の場合は、店舗ごとの１日あたりの売上金額に応じて２．５万円～７．５万円/日、大企業または希望する中小企業の場合は、売上減少額に応じて１日あたり最大２０万円/日の範囲内で交付します。交付金額の目安については県ホームページをご参照ください。

４．準備に時間を要したため、１月２４日から時間短縮営業を行った。協力金は交付されるか。

○　全ての期間で営業自粛に応じていただきたいですが、時間短縮営業の開始が遅れた場合でも、協力金の交付対象とします。

○　ただし、時間短縮営業を開始した日から２月７日午前５時まで連続して時間短縮営業することが必要です。

○　この場合、「連続して時間短縮営業を実施した日数」に１日あたりの交付単価を乗じて交付します。

○：時間短縮営業した日　×：時間短縮営業しなかった日　☆：定休日や従来の営業時間が午後８時より前の日
※交付対象期間は表中の青色部分です。

	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23		2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	交付対象期間	考え方
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1/19～2/6	時短営業を開始した日から**令和４年２月６日（２月７日午前5時）まで連続して**時短営業した期間が対象です。 時短営業中に、定休日や従来の営業時間が午後8時より前の日があっても対象です。
2	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	1/19～2/6	
3	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1/21～2/6	
4	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	2/4～2/6	
5	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	2/4～2/6	
6	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	1/20～2/6	
7	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	1/19～2/6	
8	☆	☆	☆	○	○	○	○	☆	☆	○	○	1/22～2/6	
9	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	×	☆	なし	時短営業しなかった時点で、それまでの期間は対象外です。
10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	なし	

５．通常の営業時間が午後８時までで、要請の期間中休業しましたが、協力金の交付対象となるか。

○　なりません。通常、午後８時～午前５時の間に営業しており、今回の要請に応じた場合に対象となります。

【協力金の対象の可否（例）】

通常の営業時間	店舗の対応	協力金交付の可否
午後６時～午後１１時	午後６時～午後８時に短縮	○
午後６時～午前　０時	午後６時～午後８時に短縮	○
午後６時～午後１１時	休業	○
２４時間営業	午前５時～午後８時に短縮	○
午前１０時～午後５時	休業	×
午後１時～午後８時	午後６時～午後７時に短縮	×
午後１時～午後８時	休業	×

６．複数の店舗について要請に応じたが、店舗数に応じて協力金が交付されるか。

○　要請に応じていただいた全ての店舗が対象となりますので、店舗数に応じて協力金を交付します。

７．対象地域（南相馬市全域）内で複数の店舗を運営する事業者は、全ての店舗を時短営業としなければ協力金は交付されないのか。

○　市内の一部の店舗のみを時短営業した場合でも、営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を交付します。

○　その場合、時短営業を行った店舗ごとに交付額を決定します。

８．１月３１日オープン予定で予約も受け付けているが、要請に応じた場合、協力金の交付対象になるか。

○　なりません。協力金は、１月１９日より前に営業の実態がある店舗となります。

９．　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、１月１９日よりも前に時短営業又は休業をしている場合には協力金の対象になりますか。

○　通常、午後８時から午前５時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、１月１９日よりも前に時短営業又は休業をしている場合には対象となります。

１０．社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）は協力金の交付対象となりますか。

○　要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮（または休業）を行った場合であれば対象となります。

１１．　大企業も協力金の交付対象となりますか。

○　要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮（または休業）を行った場合は対象となります。

１２．　対象店舗を賃借していますが、協力金の交付対象となりますか。

○　自己所有施設、賃借施設に関わらず、対象店舗であれば協力金の交付対象となります。

１３．　要請対象期間前に酒類の提供を行っていなかった店舗が、要請対象期間中は酒類の提供を行う営業形態に変更する場合、時短要請に応じれば協力金は交付されますか。

○　午後８時以降も酒類の提供を行う店舗については、時短要請の対象となりますが、要請期間前から継続して酒類の提供を行っていなかった店舗は、協力金は交付されません。

１４．「ふくしま感染症防止対策認定店」制度の第三者認証（オレンジステッカー）や自己認証（緑ステッカー）を取得していないが、時短要請に応じれば協力金は交付されますか。

○　ふくしま感染防止対策認定店、非認定店の区別はなく、時短要請の対象となります。

○　ただし、協力金の交付にあたっては、業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていることが要件となります。

１５．　協力金については、今回限りの措置か。要請の期間が延長した場合など、今後追加の対策を想定しているか。

○　今後については、新型コロナウイルス感染症の状況等を見ながら検討していきます。